

# マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

当院では、マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」の運用を行っております。なお、マイナンバーカードをお持ちでなくても、従来通り健康保険証もご利用可能ですのでご安心ください。

各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・介護保険証・特定疾病療養受療証 等）の確認は、マイナンバーカードで行うことができないため、原本をご持参下さい。

その他ご不明な点がございましたら、受付までお問い合わせください。



マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

**より良い医療が可能に！**



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

**手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！**



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



**事前に登録するだけで利用できます！**



詳しくは

マイナポータル

